

大和市障がい者福祉計画について

(障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

(1) 計画の目的

市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもと、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を実現するために、本市における障がい福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

市町村における障がい者の福祉に係る計画には、障害者基本法第 11 条の規定に基づく「市町村障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」があります。これらに加え、平成 28 年に児童福祉法が一部改正され、平成 30 年度にむけて市町村は厚生労働大臣の定める「基本方針」に即して「市町村障害児福祉計画」を新たに定めるものとされました。

当市では、「障がい者福祉計画」を障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、「障がい福祉計画」を障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付け、二つの法定計画をあわせて「大和市障がい者福祉計画」とし、調和のとれた一体的な計画となるよう推進しています。この度、新たに「市町村障害児福祉計画」を策定するにあたり、「市町村障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は関連性が高いこと（※）、障害者総合支援法、児童福祉法では「市町村障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は一体的に作成することができることとしていることから、当市では「大和市障がい者福祉計画」の一つとして、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「障がい児福祉計画」を策定することとします。

※障がい児を対象とした計画については、平成 26 年に国が「市町村障害福祉計画」に係る基本方針の見直しを行ったことにより、障がい児支援等の体制整備について定めるよう努力義務が課されたため、現行の「障がい福祉計画（第 4 期）」において、障がい児向けサービスの見込み量等について定めていません。

(3) 計画の定める事項

「障がい者福祉計画」は、本市の障がい者のニーズや課題をまとめるとともに、取り組むべき施策の方向性について定めており、障がい者施策全般にわたる基本計画としての性格を有しています。

「障がい福祉計画」は、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込み量等を定めており、実施計画としての性格を有しています。

「障がい児福祉計画」は、地域の実情に合わせて、障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込み量等を定めており、実施計画としての性格を有しています。

(表) 各計画の位置づけと定める事項

計画名	根拠法	定める事項	性格
障がい者福祉計画	障害者基本法	取り組むべき障がい者施策の方向性	基本計画
障がい福祉計画	障害者総合支援法	数値目標及びサービス見込み量等	実施計画
障がい児福祉計画	児童福祉法	数値目標及びサービス見込み量等	実施計画

三つの法定計画をあわせて大和市障がい者福祉計画とする。

(4) 計画の期間

現在障がい者福祉計画は平成27年から平成30年、障がい福祉計画は平成27年から平成29年の期間で策定されています。

今回、新たに改定時期を迎える障がい福祉計画(第5期)は、障害者総合支援法で3年計画と定められていることから、平成30年度～平成32年度の3か年計画とします。新たに策定する障がい児福祉計画(第1期)は、障がい福祉計画と関連性が高く、一体的に策定することから、同じく平成30年度～平成32年度の3か年計画とします。

年度	27	28	29	30	31	32
障がい者福祉計画	→				→	
障がい福祉計画	第4期 →				第5期 →	
障がい児福祉計画				第1期 →		